シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その51)

加熱式タバコに緩い規制

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室　教授　大和　浩

2014年の発売開始以降、急速にその使用者が増えている加熱式タバコの規制をどうするかで国と東京都は規制を緩和してしまいました。一方、受動喫煙防止の先頭を切って2010年に条例を制定した神奈川県は「紙巻きタバコが禁止の場所では加熱式タバコも禁止」という毅然とした結論を出しています。ぜひ、神奈川県式の規制を推進していきましょう。

①　改正健康増進法、東京都条例で緩和された加熱式タバコの規制

改正健康増進法における加熱式タバコの規制ですが、「たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこととして厚生労働大臣が指定するもの」とされ、図１の赤い点線枠囲みのように飲食店等に加熱式タバコ専用室を設置すれば飲食をしながらの使用を認める、という残念な内容になって

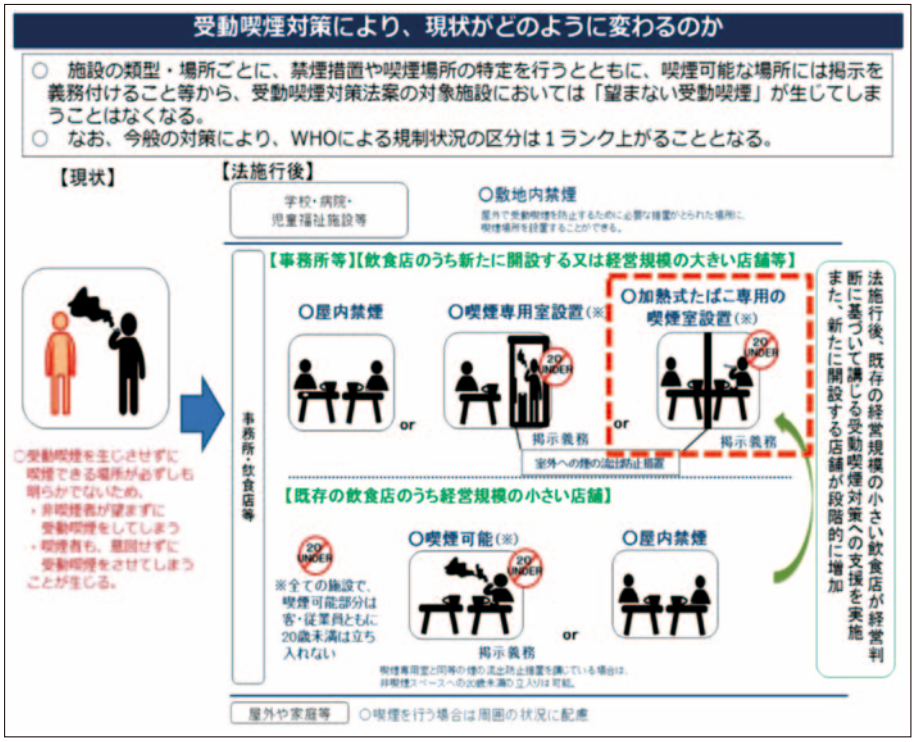

図１. 改正健康増進法における加熱式タバコの緩い規制

しまいました。

東京都条例も2017年９月の検討段階では紙巻きタバコが禁止されている場所では規制する方針だったにもかかわらず、６月に成立した段階では**図２**のように緩い規制になってしまいました。いずれも、タバコ産業の強力なロビー活動の成果だと思われます（ただし、その他の禁煙の場所で加熱式を使用することは改正健康増進法により禁止されます）。

加熱式たばこの取扱い（骨子案からの変更点）

■ 加熱式たばこについては、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室での喫煙を可とする。

※ 指定たばことは
たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するもの
健康影響が明らかになるまでの間は、行政処分や罰則は適用しない。

図２. 東京都条例における加熱式タバコの緩い規制

図３は加熱式タバコ（glo、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ社製）を暗い部屋で使用し、シート状に拡がるレーザー光線を後頭部から照射して撮影した画像です。電灯や日光では口元から30センチほどしか見えませんが、約３メートル先までエアロゾル（霧・ミスト）が墨流しのように拡がっていくことが分かります。このエアロゾルにはニコチンはもちろん、発がん性物質であるアルデヒド類が紙巻きタバコの10～25％も含まれているのです（**図４**）。加熱式タバコの使用ができる部屋を設置した飲食店では従業員に対する二次曝露（ばくろ）が発生してしまいます。

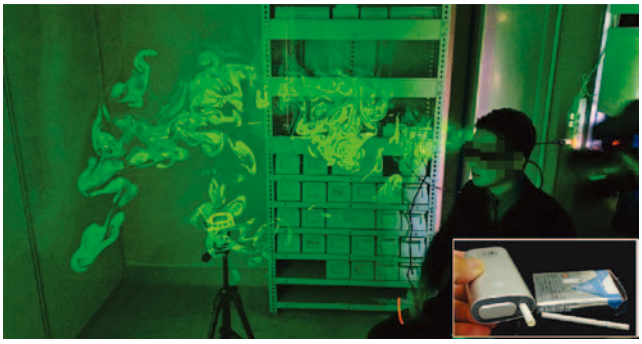

図３. 加熱式タバコの使用者の口から呼出される有害なエアロゾル

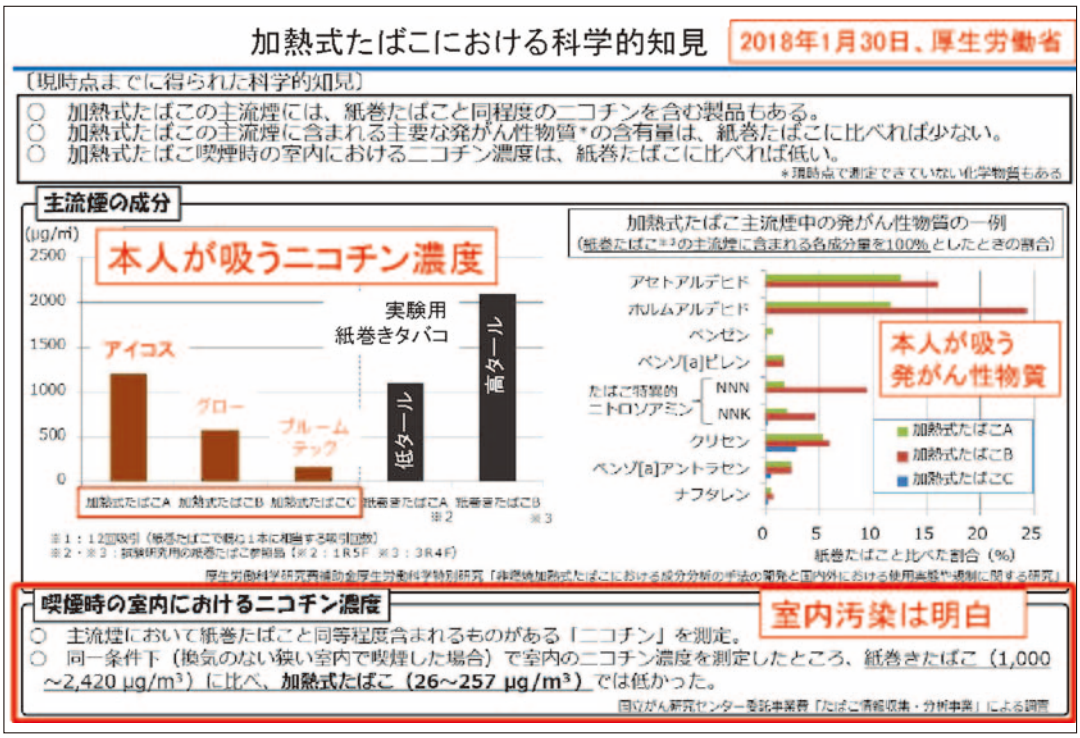

図４. 厚生労働省、「加熱式たばこにおける科学的知見」（赤枠、赤文字は筆者追記）

1-14　いわゆる加熱式のたばこは条例の対象になりますか。
※加熱式のたばこ：たばこに直接火をつけず、たばこ葉を高温で加熱して喫煙する方式のたばこ（Ploom TECH（JT）、IQOS(フィリップモリス）、glo(ブリティッシュ・アメリカン・タバコ）、平成30年3月現在)

- この条例では「たばこ」とは喫煙用の製造たばこを指すものとしています。
- また、「受動喫煙」とは他人のたばこの煙を吸わされること、「喫煙」とはたばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることと定義しています。
- 加熱式のたばこは、喫煙用の製造たばこであり、これを使用するとその煙が発生するため、条例の規制の対象としています。
- なお、たばこの煙には、加熱式のたばこの製造販売事業者が「たばこベイパー」等と称しているものを含みます。

図５. 神奈川県条例に関するQ&A（加熱式タバコも規制対象）

②　加熱式タバコの規制を堅持した自治体

図５は2018年４月１日に「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に関するQ&Aが改訂された際に追記された部分です。

調布市でも「たばこ事業法（昭和59年法律第68）第２条第３号に規定する製造たばこ又は同法第38条第２項に規定する製造たばこ代用品で，喫煙用に供されるものをいう」として加熱式タバコも紙巻きタバコと同様の規制対象として取り扱いを５月に決定しています(図６)。

神奈川県に続いて2012年に受動喫煙防止条例を施行した兵庫県でも５年が経過したためその見直しの委員会が2017年７月から始まり、第５回目までの議事録が公開されています（筆者も専門家として参加)。今年８月に開催された第４回委員会では、全員一致で「加熱式タバコもタバコ。禁煙の場所では使用禁止」と結論されました。

さらに、豊橋市でも条例化が検討されており、加熱式タバコも規制対象とすることも含め、パブリックコメントの募集が始まりました（11月27日～12月26日)。(図７)

調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針

いいね！16　ツイート

2018年5月1日 更新

調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針を5月1日に改定しました

たばこの煙には、健康に悪影響がある物質が多く含まれていることから、本人の意思に関係なく、他人のたばこの煙の影響を受けること(受動喫煙)が問題となっています。

市では、健康増進法に基づき、施設管理者として市が管理する施設利用者の健康増進を図るとともに、快適な施設環境を保持するため、市が管理する施設の建物およびその敷地を原則として禁煙とする「調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針」を策定しています。

子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための環境整備に関する事項等について定めた「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の施行に伴い、改定しました。

この改定により、紙巻きタバコだけでなく、加熱式タバコや葉巻も禁止の対象となりました。また、受動喫煙による影響が大きいとされる、未成年や妊婦が喫煙場所に立ち入ることのないよう、受動喫煙に対する注意喚起のための明確な表示を行います。

このことにより、今後、喫煙される方へご不便をおかけすることもあるかと思いますが、皆様の健康と皆様が施設を快適にご利用いただくための措置として、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(注)受動喫煙とは、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」を言います。(健康増進法(平成14年法律第103号)第25条)

図６. 調布市の基本方針（加熱式タバコも規制対象）

（ウ）加熱式たばこの取扱い

○　加熱式たばこにおいても喫煙者の呼気に有害物質が含まれており、健康増進法改正の趣旨が、望まない受動喫煙の防止であることから、紙巻きたばこと同等の扱いとする。【努力義務】

（５）施行時期

平成３２年４月１日（全面施行予定）
※一部段階的に施行予定

図７. 豊橋市受動喫煙防止条例（仮称）

③　北九州市における加熱式タバコの緩い取り扱い

残念なことに北九州市では「現段階では」という注釈付きですが、路上喫煙禁止の規制から加熱式タバコを規制対象外としています（図８)。路上喫煙禁止を定めた本市の条例はタバコを非正規化（de-normalize）することに役立っていました。ところが、路上とはいえ加熱式を容認することで再

図８. 北九州市迷惑行為禁止条例における加熱式タバコの取り扱い

正規化（re-normalize）につながってしまいます。

筆者は、本市の受動喫煙防止に関する検討委員会のメンバーです。屋内･屋外にかかわらずタバコ製品の使用規制の検討が行われる際には、加熱式タバコも規制対象とすることを強く進言したいと思っています（地元の専門家に一言相談して欲しかった…）。

ちなみに、IQOS（アイコス）を販売しているフィリップモリス社がある米国では、FDAの委員会で「有害性成分は低減されたが、リスクが低減されたとは認められない」として、販売は承認されていません。本来、日本でも加熱式タバコの販売そのものが容認されるべきではなかった、と思います。